

税の公平性を保つために 滞納処分を強化しています

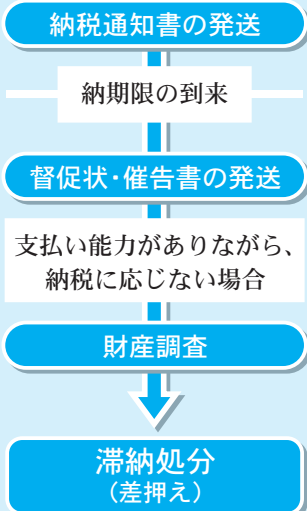
差押えを実施しています

町では、納期限内に納付がない方に対して、督促状を送付し、それでも納付されない場合は、催告書などにより自主納付を促しています。

しかし、再三の催告にも応じず納付相談もなく、納税に誠意が見られない悪質な滞納者に対しては、納付いただいている方との公平性を保つため、滞納処分として資産や収入の調査を行い、差押えを執行します。

差し押さえた財産は、公売などにより換価し、滞納町税に充当します。

滞納処分までの流れ



放置しないで 早めに相談を！

病気や失業、生活困難など、やむを得ない事情により納期限内の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

<差押え実績>

(単位：件)

区分	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26 4~6月	合計
預貯金		28	61	68	119	83	7	366
不動産		33	9	6	3	1	—	52
生命保険		25	44	15	29	38	3	154
給与		—	2	2	1	2	—	7
国税還付金		—	—	—	7	21	3	31
組合出資金		—	—	—	5	6	—	11
合計		86	116	91	164	151	13	621

～税金が私たちの暮らしを支えています～

町税には住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの種類があり、それぞれに納期限が定められています。町では、皆さんに納付していただいた税金で、福祉や教育、消防・救急、ごみ処理などの行政サービスを行っています。納税は「国民の義務」です。町税は納期限内に納めましょう。

便利で確実な口座振替を!!

町税は、指定された窓口(役場本庁、各支所、納付書に記載されている金融機関)以外に、コンビニエンスストアでも納付ができます。また、町では「便利で確実」な口座振替による納付をおすすめしています。

口座振替

口座振替のメリット

① 指定の預金口座から自動的に払い込まれるため、納め忘れがありません。

② 納期のたびに金融機関などに行く手間がはぶけます。

③ 一度手続きをすると、毎年自動的に継続されます。

申込方法

役場各担当課及び各支所、町内の取扱金融機関の窓口でお申し込みください。

取扱金融機関

常陽銀行、筑波銀行、JA水戸、中央労働金庫(ろうきん)、ゆうちょ銀行

持参するもの

① 納税通知書 ② 預(貯)金通帳 ③ 届出印

<注意事項>

○ ゆうちょ銀行の口座を利用する場合は、町内の郵便局で手続きをしてください。

○ 口座からの引き落としは、原則として申し込みをした月の翌々月分からとなります。

コンビニ納付

休日や夜間でも納付することが出来ます。手数料はかかりません。

コンビニで納付できる税金等

- 個人町県民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 上・下水道使用料

コンビニ納付ができないもの

- コンビニ納付用バーコードが印刷されていない納付書
- 納付金額を訂正した納付書
- 納期限を過ぎた納付書
- 破損・汚損などでバーコードが読み取れない納付書

問合せ

税務課 収納対策室

☎ 029-1288-3111
(内線121・122)